

合併浄化槽を設置する方は補助制度があります

東温市では、河川、水路の水質向上を図り住環境を保全するために、し尿と生活雑排水を一緒に処理することが可能な「合併処理浄化槽」を設置する方に補助金の交付を行います。

◎補助対象の区域

- (1) 公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業対象区域を除いた東温市全域
- (2) 公共下水道事業計画区域内でおおむね7年以内に供用開始の見込まれない区域
- (3) 前各号にかかわらず、早期に使用開始が見込める地域は除きます。
- (4) 前(1)(2)にかかわらず、接面に下水道が布設されており、接続が可能な土地は除く。

◎補助対象の浄化槽

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録している処理対象人員10人以下の浄化槽を、汚水処理未普及解消につながると認められ、申請年度内に設置が完了すること。

(※汚水処理未普及解消とならない例：合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新など)

◎補助対象の建物

申請者が自身の居住を目的とした建物又は同一建物の延べ床面積の2分の1以上を居住用に供する建物。(建売、別荘等は不可)

◎補助対象者(条件)

- ・自ら居住するために設置する者(個人住宅)(法人は不可)
- ・市税を滞納していない者

※その他詳細は、東温市HPをご覧ください。

◎補助対象工事費及び補助金額

補助対象工事費		補助金額	補助金額(山之内地区)
設置工事費	5人槽	332,000円	550,000円
	6～7人槽	414,000円	700,000円
	8～10人槽	548,000円	850,000円
宅内配管工事費(※)		(上限)330,000円	
単独処理浄化槽の撤去費(※)		(上限)150,000円	
汲取り便槽の撤去費 単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用(※)		(上限)120,000円	

(※) 転換のみ対象。令和8年度までの時限的措置として実施。